

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
大牟田市
- 2 構造改革特別区域の名称  
大牟田市あんしんささえ愛地域密着型まちづくり特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
大牟田市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 大牟田市の障害者施策の状況

本市における障害保健福祉施策については、当該施策の推進のための指針となる「大牟田市障害者計画」並びにその実施計画及び障害者自立支援法に規定する市町村障害者計画である「大牟田市障害福祉計画」において、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション社会の実現～」という基本方針を掲げ、その実現に向けて鋭意取り組んでいるところである。

その中では福祉サービスの充実として、障害福祉サービスの新しい体系を基に、本市の実情に応じてサービスの種類・量を確保し、適切なサービス提供を推進し、障害児（者）が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域におけるサービス提供基盤の整備を図っていくこととしている。

しかしながら、現状では、障害児（者）が身近な地域で、安心して、また自立して生活していくためのサービス基盤の整備が必ずしも十分であるとは言えない状況にある。

#### ○大牟田市内の障害児（者）の日中活動及び短期入所指定事業所指定の状況

（平成21年 1月 1日現在）

サービス種別		箇所数	備考
日中活動系事業所	生活介護	1	大牟田恵愛園
	児童デイサービス	2	りんどう学園、あけぼの学園
	自立訓練	0	
短期入所系事業所	短期入所	5	国立病院機構大牟田病院、大牟田恵愛園、大牟田ワークショップセンター、有明ホーム、あけぼの学園
	日中一時支援	6	国立病院機構大牟田病院、大牟田恵愛園、大牟田ワークショップセンター、有明ホーム、あけぼの学園、りんどう学園

## (2) 大牟田市における小規模多機能型居宅介護の整備状況

大牟田市においては、第3期介護保険事業計画で24小学校区を生活圏域と設定し、平成17年度～19年度の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用した整備を進めてきた。その後小学校の統廃合により、現在は23生活圏域（小学校区）となったが、小規模多機能型居宅介護事業所は平成21年1月1日現在21事業所が既に開設しており、平成21年中には2事業者が新たに開設する予定で、市内23校区に23の事業所が開設されることとなる。

## (3) 障害児（者）の小規模多機能サービスの必要性

本市の障害者施策では、「大牟田市障害者計画」及び「大牟田市障害福祉計画」に基づき、障害児（者）の地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤の整備を図ることが大きな課題であるが、障害者手帳保持者数等から考慮すると、全てのサービスにおいてそれぞれの基盤整備を行うことは非常に困難な状況である。

一方で、介護保険制度における小規模多機能サービスは、家庭的な雰囲気の中か、「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービスを一体的に提供する地域に密着した、これまでの生活の継続を目的としたサービスであるが、空間と定員が小規模に設定されており、利用者が安心して過ごすことが可能である。

また、この小規模多機能サービスは、在宅生活の継続という観点から、高齢者のみならず、障害児（者）にとっても過ごしやすい環境であると考えられ、障害児（者）の受け入れにも充分対応できるものと見込まれる。実際に市内の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害のある方を陶芸教室の講師として招いたりした実績もある。事業所における職員研修が進むことによって、今後さらに障害児（者）支援の受け皿が増える可能性が高い。

このようなことから、本市において特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」を実施することは、障害児（者）の自立支援及び地域生活移行の推進と、社会資源の有効活用の観点から非常に有効な施策であると考えられる。

## (4) 構造改革特別区域の範囲である大牟田市の特性

構造改革特別区域の範囲である大牟田市の人口と障害者手帳保持者数は次のとおりである。

(平成20年 4月 1日現在)

人 口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
129,549人	7,933人	1,011人	611人

## 5 構造改革特別区域計画の意義

平成12年度にスタートした介護保険制度によって、社会全体での高齢者やその家族の生活支援は充実してきているものの、障害児（者）が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには様々な生活支援が必要であり、地域に施設数が少なく希望日に利用できない、また実際に障害児（者）の生活を支えている家族においては高齢化が進んでいるなど多くの困難を抱えている状況である。

「大牟田市地域福祉計画」において、「子どもも大人も、障害がある人もない人も、女性も男性も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けること」を基本理念とし、誰もが困ったときに支え合い、助け合うことができる地域社会づくりを目指していることから、社会（地域）全体で障害児（者）やその家族を支援する体制のこれまで以上の充実が望まれている。

このようなことから、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」を実施することは、障害児（者）が住み慣れた地域で利用できる社会資源の増加につながり、以下のとおり意義をもつものである。

- (1) 障害児（者）が住み慣れた地域にある事業所でサービスを利用することが可能になるとともに、家族等の負担の軽減につながる。
- (2) 高齢者、障害児（者）が小規模で家庭的な雰囲気の中で、ともに助け合い、安心してサービスを利用できる。
- (3) 大牟田市では、小規模多機能型居宅介護事業所に、地域住民の集まりの場として、地域の高齢者を中心とした地域住民を対象に、元気で生き生きとした生活が送れるよう介護予防を目的とした事業を実施する介護予防拠点・地域交流施設を併設することとしており、小規模多機能型居宅介護事業所において、高齢者だけでなく障害児（者）の受入を行うことにより、地域住民同士の顔の見える関係性やつながり（ネットワーク）の再構築が図られ、ひいては地域コミュニティの構築につながる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、これまで述べてきたように障害児（者）の地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障害児（者）の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目的として、身近な地域でのサービス拠点づくりを目標としているところであり、日中活動系サービス及び短期入所の平成23年度までの目標は次のとおりである。

○日中活動系サービスの目標値

(単位：人日／月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	1, 298	2, 992	3, 916	5, 126
児童デイサービス	154	176	198	286
機能訓練	44	132	154	198
生活訓練	242	572	770	1, 034

(単位：「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」)

## ○短期入所の目標値

(単位：人日／月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	112	133	161	231

(単位：「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」)

これらの目標達成に向けて取り組む施策の一つとして、特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の実施が必要である。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

## (1) 経済的効果

## ①本人及びその家族の負担の軽減

身近な地域にある事業所を利用できることで、送迎時間の短縮等により障害児（者）本人やその家族の経済的な負担も軽減できる。

## ②事業所運営の安定化

既に開設している小規模多機能型居宅介護事業所は、特例措置の適用を受けた場合、10名程度の障害児（者）の受入を想定しているが、定員の空きを利用するものであり、同事業所の経営の安定化にもつながるものである。

## (2) 社会的効果

## ①計画区域内でのサービス供給量の増大

本市においては、平成22年度末までに23の小規模多機能型居宅介護事業所が開設するが、受け入れを予定している4事業所以外でも今後事業運営体制が整い次第受け入れる意向を示しており、障害児（者）が利用可能なサービスの選択肢の増加につなげていきたいと考えている。

## ②福祉サービスの向上とノーマライゼーション意識の浸透

障害児（者）が住み慣れた地域にある事業所において、家庭的な雰囲気の中で安心してサービスを受けることが可能になる。また、地域住民にとっても障害への理解が深まり、ノーマライゼーションの意識の浸透につながるものである。

## 8 特定事業の名称

934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

## (1) 介護サービス事業者協議会等による研修会の開催

大牟田市介護サービス事業者協議会や介護支援専門員連絡協議会等における様々な研修の機会や、市内の小規模多機能型居宅介護事業所の自主的な集まり

である「小規模多機能連絡会」、地域密着型サービス事業者集団指導等の機会を活用し、専門的な研修会を開催し、担当職員の質の向上を図るとともに、他事業所の職員にも本計画の啓発を図る。

あわせて、大牟田市内の障害者福祉施設における現場実習や障害福祉施設職員による研修等により、高齢者福祉・障害福祉に携わる職員同士の交流を深め、質の向上はもとより共生に対する理解を深める。

## (2) 障害児（者）日中一時支援事業

一時的に支援が受けられない障害児（者）に、小規模多機能型居宅介護事業所等で日中活動の場を確保し、その家族の介護に費やす時間を減らすことで就労を可能にする、又は一時的な休息を図る事業を実施する。

また、大牟田市障害者地域生活支援事業の実施事業所を増加させることで、身近な地域でサービスを利用できるようになり、利用者の送迎等の負担軽減を図るものとする。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業の内容

構造改革特別区域内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員及び利用定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく介護給付費又は訓練等を支給するもの。

#### (2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

##### ① (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：医療法人信和会

住所：福岡県大牟田市黄金町1丁目178

##### (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能型居宅介護 花ごよみ

住所：福岡県大牟田市黄金町1丁目237-1

##### ② (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：医療法人東翔会

住所：福岡県大牟田市大字田隈830-1

##### (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能型居宅介護 ぷらいえ

住所：福岡県大牟田市大字田隈827-1

##### ③ (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：株式会社銀水会

住所：福岡県大牟田市大字田隈157-3

##### (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能施設 わたぜ

住所：福岡県大牟田市大字倉永1652-1

##### ④ (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：社会福祉法人東翔会

住所：福岡県大牟田市沖田町519

(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能ホームみえあむ

住所：福岡県大牟田市沖田町491

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

- ・特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し、有明ホーム（知的障害者施設）、りんどう学園、あけぼの学園（障害児施設）、等の職員を講師として招き、研修会を開催し、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識や技能を修得する。
- ・障害児（者）施設と特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所との情報交換・実習の場等を設け必要な技術的支援を行い、サービスの質的向上に努める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

大牟田市では、元気な頃から「向こう三軒両隣」的な顔なじみの関係性を保ち、介護が必要な状態になった場合でも、住み慣れた地域での暮らしをできるだけ継続していけるように、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等交付金」を活用し、地域密着型サービスや介護予防拠点の整備に努めている。特に、小規模多機能型居宅介護事業所については、※全国的にみても非常に高い水準で整備が進んでいる状況にある。さらに、地域密着型サービス事業所へ介護予防拠点・地域交流施設（交付金メニューにある「介護予防拠点」に市独自の視点を盛り込み地域交流施設の名称もプラスしたもの）を併設することを盛り込むなど、「地域」の拠点、社会資源の一つとして重要な役割を持つものとして認識しているところである。

一方、大牟田市における障害者の生活や日中の活動を支援する日中活動系事業所及び家族のエンパワメントのための短期入所系事業所の設置状況は次のとおりであり、障害児（者）のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

(平成21年 1月 1日現在)

サービス種別		箇所数	備考
日中活動系事業所	生活介護	1	大牟田恵愛園
	児童デイサービス	2	りんどう学園、あけぼの学園
	自立訓練	0	
短期入所系事業所	短期入所	5	国立病院機構大牟田病院、大牟田恵愛園、大牟田ワークショップセンター、有明ホーム、あけぼの学園
	日中一時支援	6	国立病院機構大牟田病院、大牟田恵愛園、大牟田ワークショップセンター、有明ホーム、あけぼの学園、りんどう学園

地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所については、文字通り地域に密着した小規模で家庭的な雰囲気の中で、通いを中心に訪問や泊まりのサービスを一体的に実施できることから、地域における様々な福祉ニーズに対応可能なため、これまで整備を進めてきた小規模多機能型居宅介護事業所で、障害児（者）に対するサービスを展開していくことは、障害児（者）の地域生活の支援に資するだけでなく、新たな地域福祉の拠点の創造につながり、地域の福祉基盤の強化を図る上で極めて有効であると考えます。

また、本市において、小規模多機能型居宅介護事業所に併設することとしている介護予防拠点・地域交流施設においては、高齢者等に対する介護予防事業の展開はもちろんのこと、地域に開かれた施設であり、多世代にわたる地域交流施設として、様々な活動により地域コミュニティを活性化させ、住民同士が馴染みの関係になり、助け合い、支えあい、おかげさま、お互いさまといった自助・共助による共生型地域コミュニティの場となっており、小規模多機能型居宅介護事業所を利用する前段階の位置づけとして、市民と介護サービス事業者と行政の協働により、様々な多世代の住民による緩やかなネットワークを構築し、地域で暮らし続けるための多機能なサービス拠点であると考えています。

しかしながら、場（活動拠点）の提供をただだけでは地域づくりは進まず、そこに、人と人とを結ぶコーディネーターが必要となる。小規模多機能型居宅介護事業所に併設する地域交流施設には、これまで人材育成として大牟田市で取り組みを進めてきた認知症コーディネーターを配置し、たとえ認知症になっても、障害をもっている人も安心できる地域まちづくりを視野に入れ、活用を図ることとしている。

平成14年度より、大牟田市では、認知症の人に対する理解が深まり、地域全体で支えるしくみをつくり、認知症になっても、誰もが住み慣れた家や地域で、安心して豊かに暮らし続ける・・・そんな願いを叶える「まちづくり」を進めるために「認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んでいる。認知症の人をきっかけとした取り組みではあるが、障害を持った人に置き換え、理解が深まり、地域全体で支えることができる、そんな「まちづくり」を進めるためにも、高齢者福祉と障害者福祉の協働が必要だと考える。

平成17年3月に策定した「大牟田市地域福祉計画」においても、「人が真ん中のまちづくり」を目指しながら、子供から高齢者まで障害の有無にかかわらず、住み慣れた身近な地域で、多様で柔軟な幅広いサービスを利用することができるよう、「地域密着型」の在宅福祉及び地域福祉の拠点となるような福祉サービス事業の展開を推進することを盛り込んでいる。

また、身近な地域で、多様で柔軟な幅広いサービスを提供する拠点が整備され、地域住民の目に触れていくことは、自発的な住民参加を促し、地域の“ちから”や社会資源の活用による福祉サービスの活性化を生み、新しい福祉コミュニティの形成へと発展していく可能性を有するものと考えられる。

よって、当該規制の特例措置を活用し、指定小規模多機能型居宅介護事業



所における障害児（者）の受入事業を行うことは、人が真ん中のまちづくりを進める本市において、極めて有効な施策であり、障害児（者）に対し、住み慣れた地域での福祉サービスの利用を可能にしていく必要があると考える。  
※平成20年12月末現在で、全国1,877事業所中、大牟田市では21事業所。

(2) 要件適合性を認めた根拠

① 小規模多機能型居宅介護 花ごよみ

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 24人
- ・通いサービス利用定員 12人
- ・宿泊サービス利用定員 8人

※ 通いサービスの利用定員は12人で、推計した利用者数は9人

※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、 $3\text{ m}^2$ に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ア 居間及び食堂の合計面積  $60.47\text{ m}^2$
- イ 基準上の必要面積  $36\text{ m}^2$  ( $3\text{ m}^2 \times 12$ 人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、 $7.43\text{ m}^2$ 以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、 $7.43\text{ m}^2$ に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ア 個室の数 6室
- イ 各個室の床面積 各室 $7.43\text{ m}^2$ 以上  
(個室床面積の合計： $57.02\text{ m}^2 \div 6 \div 9.50\text{ m}^2$ )

ウ 個室以外の宿泊室の面積  $18.72\text{ m}^2$   
デイルームの1室と居間の和室を宿泊室（2室分）として確保

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- 通いサービス利用者12人、利用者数9人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	3	1	0	1	0	1
非常勤（人）	1	0	0	0	0	0
常勤換算後の 人数（人）	4.9		/		/	
基準上の必要 人数（人）	4		1		1	
適 否	適		適		適	

② 小規模多機能型居宅介護 ふらいえ

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

・登録定員 25人

・通いサービス利用定員 15人

・宿泊サービス利用定員 8人

※ 通いサービスの利用定員は15人で、推計した利用者数は15人

※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ア 居間及び食堂の合計面積 81.58㎡

イ 基準上の必要面積 45㎡（3㎡×15人）

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ア 個室の数 7室

イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上

（個室床面積の合計：69.56㎡÷7≒9.94㎡）

ウ 個室以外の宿泊室の面積 10.12㎡

居間の畳コーナーを宿泊室（1室分）として確保

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要

な職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数15人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	8	1	1	1	0	1
非常勤（人）	1	0	0	0	0	0
常勤換算後の 人数（人）	9.9		/		/	
基準上の必要 人数（人）	6		1		1	
適 否	適		適		適	

③ 小規模多機能施設 わたぜ

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 5人

※ 通いサービスの利用定員は15人としているが、推計した利用者数9人に対応した人員を配置している。

※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ア 居間及び食堂の合計面積 73.33㎡
- イ 基準上の必要面積 45㎡ (3㎡×15人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ア 個室の数 4室
- イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上  
(個室床面積の合計：35.44㎡÷4＝8.86㎡)

ウ 個室以外の宿泊室の面積 11.36㎡

和室を宿泊室（1室分）として確保

- (エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数9人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	9	0	1	0	0	1
非常勤（人）	2	0	0	0	0	0
常勤換算後の 人数（人）	10		/		/	
基準上の必要 人数（人）	4		1		1	
適 否	適		適		適	

④ 小規模多機能ホーム みえあむ

- (ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 6人

※ 通いサービスの利用定員は15人としているが、推計した利用者数9人に対応した人員を配置している。

※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。

- (イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ア 居間及び食堂の合計面積 53.09㎡

イ 基準上の必要面積 45㎡（3㎡×15人）

- (ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とする

ものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ア 個室の数 5室
- イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上  
(個室床面積の合計: 50.62㎡ ÷ 5 = 10.12㎡)
- ウ 個室以外の宿泊室の面積 10.12㎡  
和室を宿泊室(1室分)として確保

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数9人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	7	1	1	0	0	1
非常勤(人)	0	0	0	0	1	0
常勤換算後の 人数(人)	8		/		/	
基準上の必要 人数(人)	4		1		1	
適否	適		適		適	